

[ジェンダー平等推進へのわたしのコミットメント]

吉永亜矢さん 社会保険労務士法人A&Sパートナーズ

わたしは、
社会保険労務士として、
職場におけるジェンダー平等を推進するために、

日々の業務を通して、ジェンダー平等について声にするようにします。

○採用の場や日々の労務管理の場において、事業主と話をしてジェンダー平等の視点を持つきっかけづくりを作っていきます。

- ・（具体的には下記のような話題が多いと想定しています）
 - ・男性の育児休業
 - ・103.130万円という基準
 - ・配偶者手当の意味
 - ・男性女性と分ける必要性／男性女性に分けない必要性

○自身の職場においてジェンダー平等について考える時間を設けると共にワークライフバランスを実行します。この取組を、生産性を下げずに実行できるモデルケースとして発信し、お客様の会社のワークライフバランス施策を推進します。

○ハラスメント研修等、社員研修の場においてジェンダー平等の推進に取り組んでいきます。